

平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会 第一回専門部会会議要録

- 1 日時 平成 30 年 7 月 19 日（木）午後 7 時 00 分～9 時 05 分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席 鈴木委員、荻原委員、上原委員、伊澤委員、江原委員、野村委員代理、光定委員、高崎委員、枚田委員（地域医療課長）、阿部委員（防災計画課長）、中島委員（医療環境整備課長）、太田委員（石神井保健相談所長）
欠席：山本委員、秦委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2 名（傍聴者定員 5 名）
- 6 次第
 - 1 開会
 - 2 議事録について
 - (1) 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会第三回専門部会会議要録
 - (2) 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録
 - 3 議題
 - (1) 平成 30 年度災害医療運営連絡会専門部会の検討事項および検討スケジュール（案）について
 - (2) 災害時における医療救護班等活動マニュアル（案）の策定について
 - (3) 練馬区医療救護カレンダー2019（案）について
 - (4) 区民向け医療救護所周知の検討について
 - (5) 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
 - 4 報告事項
 - (1) 平成 30 年度医療救護所訓練について（案）
 - (2) EMIS 訓練の実施について
 - 5 その他
 - (1) 練馬区薬剤師会から研修計画のおしらせ
- 7 資料
 - 資料 1 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会第三回専門部会会議要録
 - 資料 2 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録
 - 資料 3 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討事項および検討スケジュール（案）について
 - 資料 4 災害時における医療救護班等活動マニュアル（案）
 - 資料 5 練馬区医療救護カレンダー2018 に関するアンケート調査結果

- 資料5-1 練馬区医療救護カレンダー2019 (案)
- 資料6 区民向け医療救護所周知の検討について (案)
- 資料6-1 区民向け周知チラシ (案)
- 参考 救護所の備蓄医療資材および医薬品リスト
- 資料7 平成30年度医療救護所訓練について (案)
- 資料8 EMIS 訓練の実施について

8 事務局 練馬区地域医療担当部地域医療課管理係
電話 03-5984-4673 (直通)

会議の概要

1 開会

(部会長)

ただいまから平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 1 回専門部会を開催する。

【新委員の紹介】

2 議事録

(1) 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会第三回専門部会会議要録

(2) 平成 29 年度練馬区災害医療運営連絡会会議要録

(部会長)

会議概要については事前に送付しているので、説明は割愛する。修正等意見はあるか。

【意見なし】

3 議題

(1) 平成 30 年度災害医療運営連絡会専門部会の検討事項および検討スケジュール（案）について

【資料 3 について事務局から説明】

【質疑等なし】

(2) 災害時における医療救護班等活動マニュアル（案）の策定について

【資料 4 について事務局から説明】

(部会長)

昨年度作成した、カレンダー型簡易マニュアルの詳細版をイメージしている。意見等頂戴したい。

(委員)

CSCA（指揮命令系統）について説明がないところが気になる。また、例えば火災が起きた際に、医療救護所の運営をどうするのかということが分からない。

(事務局)

医療救護所の運営については、区の要員である班長が責任者であり、医療救護については、医師のリーダーである統括医が責任者となる。施設の安全が確保されない場合には、災害対策本部と協議の上、開設の可否を決める。

(部会長)

班長と統括医等の関係については、文字だけではなく、図も工夫をして挿入するようにしていく。また、重要な箇所を目立つようにするなどより実用的なものにできればよい。火災等の状況については、災害対策本部（危機管理室）で情報を収集するので、現場の状況とあわせて総合的に判断して、運営について決定する。

(委員)

災害時医療機関への患者の受入要請は、区要員である班長が行うこととしているが、医療情報を伝達する上では、統括医が要請をした方がよいのではないか。

(委員)

医療救護所には、医師が多数参集できるというわけではないので、医師の指示のもとに情報を伝達するしかない。もちろん、多くの医師が参集すれば、直接要請をするということも考えられるが、マニュアルとしては、このようにしておく方がよいだろう。

(委員)

統括医の役割はどのようなものか。

(委員)

様々な症状の患者が来ることが予想されるので、処置や投薬に関して、周囲のスタッフに指示を与える役割である。その中で、うまく運用ができないようであれば、自ら処置等を行うということもあるだろう。

(部会長)

医療救護所での医療救護活動のコーディネートをするというイメージである。

(委員)

議事録を見ると、医療救護所訓練の反省では、医療職が患者の搬送にまで関わってしまったという記述もあるので、統括医が役割を認識しておらず、うまく指示できていなかったのかとも思う。統括医は、平時に決めるのではなくて、発災時に選定するのか。

(部会長)

医療救護班の名簿を見て、ある程度候補者は絞られていると思うが、発災時には誰が参集できるかわからない。発災時に、参集した要員の中で決定することになる。

(委員)

それならば、統括医の役割は明記しておいた方が活動しやすいかと思う。

(委員)

そのようなことを突き詰めていくとアクションカードということになるだろう。カードにそれぞれの役割が記載されていて、それに従って活動するようなものである。いずれは、それを作成してもよいだろう。

(委員)

P18の1行目に見られるように、時折主語が明確ではない箇所がある。これでは、前述のように役割が曖昧になってしまう。また、P21以降の1次トリアージ、2次トリアージという言葉の使い方にも違和感を覚える。1次トリアージは、そもそも振分けをするためのものであり、2次トリアージは、より医学的見地から行うものである。2次トリアージにSTART法を用いるというのは、一般的ではなく、混乱をきたす可能性がある。この点は、練馬区独自というよりは、他の自治体等に倣った方がよいかと思う。

(委員)

本来は、1次トリアージの1回目と2回目というイメージなのかと思う。多くの傷病者に対して、限られた人員で対応するために、このように分けたものと記憶している。

(事務局)

それでは、「1次トリアージ」を「振分け」に、「2次トリアージ」を「トリアージ」に変更し、START法トリアージはそのまま残すというのはどうか。

(委員)

それならば齟齬はないだろう。

(委員)

資料編の P32 で、災害拠点病院等の一覧があるが、誰にでも分かるように、「重症」「中等症」「軽症」と区別を記載した方がよいのではないかと。同様に専門医療拠点病院も診療科目を記載した方がよい。また、P38 と P39 の表中に、応急手当の実施場所の記入欄があるが、医療救護所で行うことであるので、この記入欄は不要ではないかと。

(事務局)

特に意見がなければ、そのように修正する。

(委員)

「重症」や「中等症」、「軽症」は記載せず、医療救護活動全体の組織の中で判断すればよいと考える。限られた医療資源の中で対処しなければならぬので、災害拠点連携医療機関であっても、災害拠点病院に転送を要請しないとけないケースもあるだろう。

(部会長)

このマニュアルは一般区民を対象にしたものではなく、医療救護活動に携わる者が知っていればよいものとする。練馬区地域防災計画にも記載がある部分なので、そのまま記載する。

(委員)

P21 に透析患者への対応の記載があるが、そこまで対応をするものなのか。

(事務局)

災害対策健康部で、透析医療機関の被害状況や受入可否について情報を収集し、受入可能な医療機関の紹介や搬送手段の確保、斡旋を行う。医療救護所で行うものではないが、透析患者の来所状況については、防災無線等で区要員等から連絡をもらうことになる。

(委員)

災害が起こった場合、地域の透析医療機関は稼働しないことが多いと聞いている。透析医療機関の中では、区外や都外への搬送など災害時のシステムが構築されているのではないかと。

(事務局)

日本透析医会や東京都で災害時のルールが定められているが、練馬区においても透析医療確保に関する行動指針を定めている。これは、練馬区内の透析医療機関の状況の把握や患者の搬送について方向性を定めているものであり、災害対策健康部で対応するものとなっている。

(部会長)

マニュアル案については、今回の専門部会で初めてたたき台を示したので、持ち帰りいただいて 8 月末までに事務局までご意見を頂戴できればと思う。

(3) 練馬区医療救護カレンダー2019 (案) について

【資料 5 および 5-1 について事務局から説明】

(事務局)

実施したアンケートの回答を反映したものとして、今回の案を提示している。委員の皆さまからご意見を頂戴し、修正版を次回の専門部会で協議した上で、11 月初旬には印刷を開始したいと考えている。

(委員)

練馬区のイベントを記載していくと説明があったが、練馬まつりの日程は決まっていないのか。

(事務局)

来年のイベントの日程については、あらためて確認をして記載をしていく。

(委員)

P42のアンケートの回答の中で、聴診器や血圧計などを持っていくとは聞いていないとの回答がある。

(事務局)

確かに医療職の皆さまに聴診器等の物品の持参をお願いはしていないが、診療をする上で、使い慣れたものをお使いになった方がよいのではないかという考えから記載をしている。あくまで、ここに記載しているものは、ひとつの例であるをご理解いただきたい。

(委員)

10月のマニュアル面と医療救護所マップの通し番号に誤りがある。

(事務局)

次回までに修正する。

(4) 区民向け医療救護所周知の検討について

【資料6および6-1について事務局から説明】

(委員)

災害時医療機関の傷病者の対応区分について、災害医療支援医療機関には軽症処置と記載がある。これでは、医療救護所ではなくこれらの医療機関に軽症者が殺到するのではないか。重症や中等症と判断するのは、主に医師である。特に夜間に発災した場合は、参集できた2名ほどの医師で対応しなければならないので、歩行ができる方に関しては医療救護所に移動させるしかない。抱きかかえられている方などの、程度の重い方に関してだけ、災害拠点病院や災害拠点連携医療機関に収容することになるだろう。災害医療支援医療機関に関しても、医療救護所よりは、設備が整っていて良い処置ができるのだから、医療救護所よりは程度の重い患者を診療することになる。

(部会長)

この欄については、練馬区地域防災計画に記載しているとおりである。災害時医療機関では、トリアージを行ない、傷病の程度に応じて治療の優先順位等を決め、程度の軽い方に関しては、医療救護所を案内することになるだろう。

(委員)

チラシではそのようには読み取れない。あらためて検討して提案しようと思う。

災害時医療機関は、いずれも入院施設を持った医療機関なので、「入院を必要とする軽症者」等のように変更するのはいかがか。

(部会長)

練馬区地域防災計画に明記されていることではないので、変更は難しいかもしれない。

(委員)

チラシ案ということだったので、意見させてもらった。練馬区医師会の部会等で説明して委員が納得すればよいが、納得しなかった場合、協力してもらえないこともある。

(事務局)

東京都福祉保健局では、災害拠点病院が重症者、災害拠点連携病院が中等症者、それ以外の病院が軽症者に対応することとしている。また、練馬区では、練馬区医師会と災害時における協定を締結しており、その別表の中でも、それぞれの医療機関の役割について取り決めをしている。

(委員)

チラシの中に、傷病者の対応区分を入れると混乱を招くことになると思われる。そして、区と練馬区医師会が協定を締結していたとしても、医師会員はその協定に拘束されない。極端な話をすると、練馬区医師会員や医療機関、医療救護班の要員は独自の判断で、協力しないことを選ぶこともできる。そのような判断をさせないためにも、慎重に検討していかないといけない。医療救護所では、少ない数の医師で、専門外の傷病者の処置をしてもらうことになる。いざとなれば、対処してくれるものとは思いますが、何とか説得して協力していただいているので、このようなチラシひとつを取っても、文面は熟考したほうがよい。

(部会長)

あらためて個別にご相談させていただく。

(5) 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて

【参考資料について事務局から説明】

(部会長)

参考資料については、事前ではなく、本日配付したものである。ご確認いただいて、専門部会とは、別の場で協議を重ねられればと考えている。

(委員)

歯科関係の資材が入っていない。会としても検討するが、ミラーとピンセットくらいはあってもよいかと思う。

(委員)

持ち帰ってあらためて会で検討するが、救急医療に携わる先生は多くないので、備蓄医薬品について議論になるかどうか疑問である。

(委員)

10年近く前になるが、その当時は、見直しをして品目を削ったように記憶している。順天堂練馬病院の委員は、様々な症状の方を見ていると思うが、医療救護所ではどの程度の医療資材や医薬品が必要かお分かりか。

(委員)

この品目で十分かと思う。あとは、訓練等を通じて、必要性を感じたものに関して検討していくということではないか。

(委員)

医師会としては、光定委員に医師会の地域医療部会にご参加いただいて、まとめていただかないと救急医療に関しては、議論が難しい。ご参加いただけないだろうか。

(光定委員)

日程を教えていただければ、参加する。

4 報告事項

(1) 平成 30 年度医療救護所訓練について (案)

【資料 7 について事務局から説明】

(委員)

参加者の中で、順天堂練馬病院や練馬光が丘病院の災害拠点病院や四師会が入っているが、どのような形で参加するのか。

(事務局)

四師会の皆さまには、参集配置されている医療救護所の訓練にご参加いただき、医療救護活動を模擬体験していただく。災害拠点病院の医師の方々には、訓練にあたりトリアージ講習の講師を務めていただき、訓練後、ご講評をいただく。また、重症者等の搬送については、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関に受入のご協力をいただき、デモンストレーションで患者搬送を行っている。

(委員)

医療救護所の参加依頼は、区からどこにあるのか。

(事務局)

各師会の事務局に依頼をし、呼びかけを行っていただく。

(委員)

医師会について、何名くらいの先生が参加されるのか。

(事務局)

概ね 4 名前後である。

(2) EMIS 訓練の実施について

【資料 8 について事務局から説明】

(部会長)

現在 EMIS は、東京都が救急告示医療機関だけに ID 等を付与しているが、来年度には、全病院を対象に ID 等を付与すると聞いている。訓練を通して、EMIS を負担なくお使いいただく環境を整えていければと考えている。

5 その他

(1) 練馬区薬剤師会から研修計画のおしらせ

【練馬区薬剤師会推薦委員から説明】

(部会長)

その他委員から報告等はあるか。【特になし】

次回開催日程については、事前の調整の結果、10月18日(木)19:00に決定する。

以上をもって、平成30年度練馬区災害医療運営連絡会第1回専門部会を終了とする。